

障害福祉サービスにおける地域生活支援

研究代表者 辻井 正次 中京大学現代社会学部
研究分担者 浮貝 明典 特定非営利活動法人 PDD サポートセンター
グリーンフォレスト

1. 地域生活支援の現状・課題

障害のある人の生活は成人期以降も家族等が支えている現状は少なくない。家族等が意識的に、または無意識に支えている範囲は幅広く、地域生活支援者が家族等から引き継いだ際に必要となるサポート内容、そのための業務は多岐にわたる。

地域生活支援を支える障害福祉サービスの居住支援として、グループホーム（介護サービス包括型・外部サービス利用型・日中サービス支援型・サテライト型）、单身等の生活を訪問によりサポートする自立生活援助がある。また、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう必要な連絡調整や助言を行うための就労定着支援があり、このような地域生活支援体制構築のための地域生活拠点の整備が推進されている。

一般就労が難しく、手厚い支援が必要とされる人は、福祉的就労（就労継続支援A型・就労継続支援B型・地域活動支援センター）や永住型のグループホームの利用が考えられる。一方、一般就労、ひとり暮らしを望む人は、就労定着支援（3年）、移行型のグループホーム（主に2年、サテライト型は3年）、自立生活援助（原則1年で市町村判断で延長可能）の利用が考えられるが、いずれの障害福祉サービスも原則有期限である。

なお現状では重度障害者を受け入れるためのグループホームや、ひとり暮らしを希望している人、または一般就労等しながらひとり暮らしをしている人への支援が不足している実情の中で国保連（国民健康保険団体連合会）の令

和3年4月の実績では以下のようにになっている（厚生労働省、2021b）。

・グループホーム	事業所数	10,319カ所
	利用者数	144,570人
・自立生活援助	事業所数	242カ所
	利用者数	1,041人
・就労低定着支援	事業所数	1,343カ所
	利用者数	13,141人

となっている。

※グループホームの内訳

介護サービス型	8,670事業所	124,291人
日中サービス型	348事業所	4,708人
外部サービス型	1,301事業所	15,571人

2. 主な地域生活支援（グループホーム・自立生活援助・就労定着支援）における支援内容

グループホームは、障害のある方（利用者）が地域住民との交流が確保される地域の中で、家庭的な雰囲気の下、共同生活を営む住まいの場のことを指す（厚生労働省、2021a）。グループホームにおける支援は、主として夜間において、共同生活を営むべき住居における相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他日常生活上の援助が中心となる。その他、利用者の就労先又は日中活動サービス等との連絡調整や余暇活動等の社会生活上の援助も行っている。居住形態は、2人～10人程度が住む共同生活型の戸建タイプや单身生活型のアパートタイプなどもある。利用者のニーズに合わせて、終の棲

家としてのグループホームやひとり暮らしに向けた通過型・移行型も存在し、グループホームのあり方は様々である。さらに同じグループホームであっても対象となる利用者の障害特性により支援内容は異なる。例えば利用者が重度の知的障害者であれば、専門性のある直接支援が欠かせないし、ひとり暮らしを希望する利用者に対しては、直接支援の頻度が少なくてもひとり暮らしが送れるようにどんな間接支援が必要かを支援者が考える必要がある。いずれにしても、支援として最も重要となるのが利用者のアセスメントであり、個別の支援計画はそのための記録になる。

自立生活援助は、居宅において単身で生活する障害者につき、定期的な巡回訪問や随時通報を受けて行う訪問・相談対応などの支援を行う支援事業のことさす（岩上・全国地域で暮らそうネットワーク，2018）。自立生活援助の支援内容は、地域生活支援員が定期的な居宅訪問や随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により、日常生活における課題を把握し、必要な情報提供及び助言、関係機関との連絡調整等の実施である（PwC コンサルティング合同会社，2021）。多くの場合は、月に2回程度の関わりとなり、通院同行や書類作成サポート、買い物同行などの直接支援はあるが、家事などが必要な場合には外部サービスであるヘルパーなどが担うこともある。自立生活援助の支援の特徴は「定期訪問」と「随時対応」、または「同行支援」を必要に応じて組み合わせるオーダーメイドの支援を特徴としており、生活場面での関りを通した関係づくりとアセスメントが重要になってくる（岩上・全国地域で暮らそうネットワーク，2018）。

就労定着支援は、一般就労へ移行した障害者の就労に伴う生活面の課題に対して就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障害者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行うサービスである（厚生労働省，2017）。就労定着支援の支援内容は、相談を通じて生活面

の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡両性やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施する。月1回程度が関わりとなることが多く、企業・自宅等への訪問することや、生活リズム、金銭・体調管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や助言を行う。就労移行支援後の定着支援であり、企業の雇用管理の範疇とも考えられるが、障害特性の理解をもって企業と本人の橋渡しの役割を担っている。

3. 地域生活支援として必要なこと

福祉的就労や永住型のグループホームでは原則利用期限がなく利用者本人が希望すれば継続して支援が提供されるが、一般就労やひとり暮らしの場合、前述の通り利用できる障害福祉サービスはあるものの原則有期限である。一般就労やひとり暮らし後、概ね2〜3年の地域定着支援があってもその後のフォローアップ体制は脆弱である。定着後に問題が起きることもあり、問題が起きてからの介入ではなく、定着後も予防的な支援体制の構築が必要である。

一方で、地域生活定着後に支援を希望している人ばかりではない。本人からすれば、一般就労し、ひとり暮らししたのだから、“お節介”な支援から解放されたと思う人もいるだろう。それでも困った時や判断に迷った時に相談できる支援者との繋がりがあることやその体制が社会的孤立を防ぐことになる。そういった繋がりは対面支援だけでなく ICT の活用であれば本人の拒否なく繋がれる可能性も広がっていく。

4. 障害者福祉サービス事業所が抱えている問題

地域生活支援を考える上で直接支援とは別に、支援のための机上事務を主とするマニュアル・引き継ぎ書作成、業務日誌や支援記録、個別支援計画書の作成などの業務や関係機関との会議、生活用品の買い出しなどがある。

日々の直接支援に従事しながら勤務時間内

に支援記録を付ける時間を捻出することが難しい実態もある。グループホームであれば事業の形態から拠点が複数になり会議や職員間の情報共有ができにくい特徴があり、Web 会議をするための設備が各ホームに導入されていない、またはネット注文等に対応できない世話人や生活支援員がいることも実態としてある。このあたりの課題は、本報告書にある障害者福祉サービス事業所を対象にした実態調査（アンケート調査およびヒアリング調査）にてより明確になってくるであろう。

5. 障害者福祉サービスにおける展望

ICT 技術が飛躍的に進歩し、Web 会議が主流となり情報共有がしやすくなったことで、移動時間や交通費の節約が計れるようになった。また単純にネット注文に切り替えるだけで、食材や生活用品などの買い出しが ICT 技術によって大幅に効率化されつつある。夜勤を伴うグループホームに従事する職員の人員不足は深刻であり、ICT の活用により業務効率化は担い手不足の一助となり得る。

地域生活支援と言っても、前述の障害福祉サービスにはそれぞれ特徴や対象者が異なる点があるものの、支援記録、アセスメント、関係機関との連携は共通必須業務である。管理者、サービス管理責任者、支援員どの立場であつても、ICT の活用により効率化される業務があり、その開発と導入が期待される。

文献

厚生労働省障害福祉サービス等報酬改定検討チーム (2017). 第9回 (H29.9.13) 資料1 就労定着支援に係わる報酬・基準について (<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihoke-nfukushibu-Kikakuka/0000177372.pdf>) (2022年5月17日15時16分)

厚生労働省障害福祉サービス等報酬改定検討

チーム (2020) 第 14 回 (R.2.9.11) 資料 2 共同生活援助 ((介護サービス包括型・外部サービス利用 型・日中サービス支援型)) に係わる報酬・基準について

(<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/000670104.pdf>) (2022 年 5 月 17 日 15 時 14 分)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 社会保障審議会障害者部会 (2021a). 第 113 回 (R.3.6.28) 資料 2 障害者の居住支援について

(<https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/000797837.pdf>) (2022 年 5 月 17 日 16 時 10 分)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 社会保障審議会障害者部会 (2021b). 第 123 回 (R.3.12.3) 参考資料

(<https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/000862037.pdf>) (2022 年 5 月 17 日 21 時 07 分)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 社会保障審議会障害者部会 (2022). 第 125 回 (R.4.3.11) 資料 1 障害者の居住支援について③

(<https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/000911116.pdf>) (2022 年 5 月 17 日 15 時 10 分)

岩上洋一・全国地域で暮らそうネットワーク (2018). 地域で暮らそう！精神障害者の地域移行支援・地域定着支援・自立生活援助導入ガイド. 金剛出版.

PwC コンサルティング合同会社 (2021). 令和 2 年度障害者総合福祉推進事業 自立生活援助運営ガイドブック (令和 3 年 3 月)

(<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000798605.pdf>) (2022 年 5 月 17 日 15 時 15 分)